

中小企業経営強化税制 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を 取得した場合の特別償却又は税額控除)

概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者などが平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、新品の特定経営力向上設備等を取得または製作もしくは建設して、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

（注）所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

所有権移転外リース取引の内容については、コード 5704「[所有権移転外リース取引](#)」を参照してください。

※[中小企業庁ホームページ](#)において、中小企業等経営強化法による経営力向上計画に係る手続き（経営力向上計画策定の手引き、認定事例集、経営力向上計画の申請様式類等）、経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書（工業会等による証明書について）および税制等のパンフレット（税制措置・金融支援活用の手引き）が掲載されていますので、そちらもご参照ください。

（国税庁 ホームページより抜粋）

弊社【塗装ブース水浄化装置】は、所定の生産性要件を満たしますので、【[中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書](#)】の取得が可能です。

導入年度に即時償却できるため、税額が控除されます。

申請時に発行手数料 1 万円が必要となります。詳しくは、弊社 営業までお問い合わせください。

株式会社 環境開発技研